

第3 少子化対策の総合的な強化

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

1 地域における子育て支援の推進

7,215億円(6,875億円)

(1) 地域子育て支援対策の充実

621億円(550億円)

① 地域事情や情報ネットワークを生かした総合的な子育て支援対策の実施

440億円(388億円)

様々な子育て支援事業について、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情等に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止予防強化に取り組む。

② 子育て支援拠点の充実

112億円(102億円)

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する(7,100か所→7,700か所)。

(2) 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

4,260億円(3,955億円)

① 保育所受入れ児童数の増

3,713億円(3,475億円)

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20～22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図る。

② 多様な保育サービスの提供

630億円(549億円)

家庭的保育や一時預かりなど保育サービスの提供手段の拡充を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

○少子化対策

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)により「安心こども基金」を創設し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や、新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

(3)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

281億円(235億円)

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続きソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→27,793か所)。

(4)児童手当国庫負担金

2,493億円(2,523億円)

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

962億円(926億円)

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

904億円(877億円)

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

③社会的養護体制の拡充

850億円(822億円)

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するほか、自立及び就業支援の一助となる免許等(普通自動車運転免許等)を取得するための経費を創設する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

58億円(49億円)

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

3 母子家庭等の総合的な自立支援策の充実 1,792億円(1,754億円)

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 107億円(89億円)

① 自立のための就業支援等の推進(一部再掲・38ページ参照) 37億円(27億円)

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

② マザーズハローワーク事業等の拡充(再掲・37ページ参照) 45億円(32億円)

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,685億円(1,665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

4 母子保健医療対策の充実 380億円(235億円)

(1) 不妊治療等への支援 82億円(46億円)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 147億円(144億円)

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3) 周産期医療体制の充実・強化(再掲・30ページ参照) 149億円(42億円)

5 出産等に係る経済的負担の軽減

185億円(79億円)

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置(原則38万円→原則42万円)を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6 仕事と生活の調和の実現(第8-2(65ページ)で詳述)

163億円(160億円)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1)「働き方改革プラン(仮称)」の推進 | 30億円(29億円) |
| (2)改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制 | 3.1億円(2.4億円) |
| (3)仕事と家庭の両立支援 | 100億円(100億円) |
| (4)男性の育児休業の取得促進 | 34百万円(14百万円) |
| (5)短時間正社員制度の導入・定着の促進 | 2.1億円(1.5億円) |
| (6)適正な労働条件下でのテレワークの普及促進 | 1.4億円(1.4億円) |
| (7)生涯キャリア形成支援の推進 | 26億円(26億円) |